

事務所通信 かわらばん めのかわ

第97号
2015年6月15日

<http://www.nunokawa.co.jp/>

発行人 布川税務会計事務所
(株)布川計算センター
編集責任者 松本 亮

結婚・子育ての為の贈与の非課税制度が創設されました

第1課 市川 英樹

1. 日本では、6月は梅雨というイメージが強い季節であると思いますが、欧米などでは6月は「JUNE BRIDE～ジュンブライド～」と呼ばれ、古くから6月に結婚すると生涯幸せな結婚生活ができるという言い伝えがあります。

可愛い子供を持つ祖父や祖母、親の立場としては、少しでも子供の幸せのために結婚資金や子育てのためにお金を工面してあげたいと考えてしまいますね。

そこで、本稿では、結婚や出産といった身近に起こるイベントを想定して平成27年の税制改正で変更された贈与税や相続税についてご説明していきたいと思います。

2. 今回の税制改正においてポイントとなる事項がいくつかございますが、今回は結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の創設について説明したいと思います。

本制度の内容を図で表すと以下のようになります。

ステップ1

結婚・子育て
資金口座

ステップ2

結婚・子育て資金口座からの払出し
及び結婚・子育て資金の支払い

ステップ3

資金口座の満了

1000万円まで非課税	結婚・子育て資金口座からの払出し (挙式費用や保育料などを支払う)	満了した日の残額について 贈与があったこととされます
金融機関等で手続	金融機関で手続	税務署で手続
結婚・子育て資金非課税申告書の提出	領収書の提出等	贈与税の申告書の提出

3. **ステップ1**における注意点は、結婚・子育て資金口座を開設した上で、結婚・子育て資金非課税申告書とその口座等の開設を行った金融機関の営業所など經由して信託や預入をする日までに受贈者の納税地の管轄税務署に提出しなければ非課税制度の適用を受けることができない点です。

贈与者が死亡した場合、管理残額を贈与者から相続等により取得したものとされます。この場合、相続税の申告が必要になる場合があります。

4. **ステップ2**では、開設した口座の払出方法に応じてその支払いに充てた金銭に係る領収書などのその支払の事実を証明する書類を提出期限までにその金融機関等の営業所等に提出する必要があります。

5. **ステップ3**では、受贈者が50歳に達したこと 受贈者が死亡したこと 口座残高が0であり、かつその口座に係る契約を終了させる合意があったことの3つのうちいずれかの要件に該当した場合は非課税制度の適用が終了することに注意が必要です。

6. ご理解できましたでしょうか。今回の内容は国税庁のHPで閲覧できるのでそちらもご覧ください。

職員紹介 36



氏名：奥村 恵 平成 26 年 8 月入所 所属課：総務課

平成 26 年 8 月より総務課・秘書として勤務しております。平成 8 年に出産の為、退職いたしました。この度、再びお世話になることになりました。

みなさんに助けられながら業務に取り組んでいる毎日です。

内部事務ですので、お客様と直接お会いする機会は少ないですが、担当者への連絡等でお手伝いさせて頂きたいと考えております。どうぞ宜しくお願い致します。

上司の一言 当事務所に以前 5 年間勤務経験があり、苦楽を共にした仲間でした。仕事はよくできるので安心してます。若い職員の模範として頑張っていたきたいと思います。（所長代理 殿岡 勝夫）

職員紹介 37



氏名：大内 美帆 平成 26 年 10 月入所 所属課：第 1 課

前職は、水戸で一般事務職をしていましたが、「専門的な知識や経験を身につけ、自分を成長させたい」という思いから、全くの未経験ながら、当事務所で監査担当者を目指して働かせていただくことになりました。

入所して 6 ヶ月が経とうとしていますが、日々学びや気づきの連続で、戸惑いつつも、前進する喜びを感じております。これからも関与先の皆様に貢献できるよう、一日一日を大切に、努力していきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

上司の一言 女性の監査担当者として、関与先の皆様のお役に立てるよう育てていく責任を感じています。まずは専門的知識の習得に努めるよう指導しているところです。（所長代理 殿岡 勝夫）

職員紹介 38



氏名：高野 佑太 平成 27 年 4 月入所 所属課：第 1 課

入所してから 2 ヶ月が経過致しました。この仕事では様々な業種の方々とお話をすることがあり、日々、新しい発見があります。また幅広い会計・税法の知識を身に付けるため自発的に勉強に励んでいます。まだまだ知識も経験も先輩方には及びませんが、若手らしく何事にも全力で取り組んでいきたいと思っております。そして、一日も早く関与先の皆様に認めていただける担当者になれるよう努力致します。どうぞ宜しくお願い致します。

上司の一言 大学は経済学部、学生時代は新聞部で色々な方に取材をしたそうです。関与先の皆様の話に耳を傾けて、ご要望に応えられる職員になるよう指導していきます。（所長代理 殿岡 勝夫）

職員紹介 39



氏名：市川 英樹 平成 27 年 4 月入所 所属課：第 1 課

入所後、様々な方からご指導をいただき巡回監査等の仕事に取り組んできました。

特に、関与先の皆様には我が子のように叱咤激励していただき感謝しております。

今後は、皆様のご要望に適切に対応することができるように、常に学ぶ心を忘れず、入念な事前準備のもとに業務を行っていきたいと考えております。

まだまだ勉強不足な点が多いですが精一杯努力を重ねていきますのでよろしくお願い致します。

上司の一言 大学は経営学部、その後法科大学院に進み、4 月より入所した職員です。向上心が旺盛で今まで学んできたことに加えて、更に税務会計の知識を深めて関与先の皆様のお役に立てるような監査担当者になってほしいと思います。（所長代理 殿岡 勝夫）

職員紹介 40



氏名：岩瀬 彩来 平成 27 年 4 月入所 所属課：第 1 課

今年入所したばかりの新人ですが、事務所の大先輩方に優しくご指導していただきながら日々の業務に取り組んでいます。大学では観光学を学んでいたのですが会計の知識はまだありませんが、その分仕事で学んだことは素直に吸収していき早く一人前になれるように努力していきたいと思っております。

最近の趣味は山登りです。仕事もプライベートもアクティブに動いていきたいと思っております。これからもよろしくお願い致します。

上司の一言 大学は国際観光学科、税務会計とは無関係ですが、持ち前のバイタリティで必要な知識を修得し、実務がこなせるよう育ってほしいと思います。（所長代理 殿岡 勝夫）

編集後記

今回発行の第 97 号より編集を担当させていただくことになりました、入所 2 年目の松本と申します。本稿で結婚・子育ての為の贈与の非課税制度について書いた市川を始め 5 名の職員が入所し、当事務所も今まで以上に活気付いて参りました。ベテランと若手の力を合わせ、関与先の皆様の更なる発展のために尽力致します。

(松本 亮)